（民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第十八条　民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十五年財務省令第百六号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年（　）第　号」を「　年（　）第　号」に改める。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第十九条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙様式第十五号の三の表中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「昭和　平成」を「大正　昭和　平成　令和」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十条　地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令（平成二十年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十一条　生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成三十年財務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「平成　年度」を「令和　年度」に改める。

第三章　主税局関係

（相続税法施行規則の一部改正）

第二十二条　相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第五号書式まで、第七号書式及び第九号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部改正）

第二十三条　相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（税理士法施行規則の一部改正）

第二十四条　税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

第八号様式を次のように改める。

第八号様式（日本工業規格Ａ列４）

令和　年　月　日

殿

税務代理権限証書

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の名称及び所在地	電話（　）　—
	連絡先	電話（　）　—
	所属税理士会等	税理士会　支部、登録番号等　第　号

上記の税理士又は税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第２条第１項第１号に規定する税務代理を委任します。

・過年分に関する税務代理
下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。　□

・調査の通知に関する同意
上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。　□

・代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め
上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。　□

依頼者	氏名又は名称	㊞
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　—

令和　年　月　日

１　税務代理の対象に関する事項

税目	年分等	
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日
税	年分（年度）	自　年　月　日 至　年　月　日

２　その他の事項

注意事項
１　「１　税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。
２　「２　その他の事項」欄には、法第２条第１項第１号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。